

獣医学研究科 長期履修制度について

(1) 趣旨

職業を有しているなどの事情により、標準修業年限（博士課程4年）での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を越えて計画的に履修し、教育課程を修了することにより学位を取得できる制度です。

(2) 出願資格

次のいずれかに該当する者は、『長期履修願』を提出して出願することができます。

- ① 職業を有し、就業している者
- ② 育児、介護等の事情を有する者
- ③ その他、相当の理由があると研究科長が認める者

(3) 修業年限

長期履修の期間は、5年、6年、7年又は8年で認められた期間とします。

また、長期履修が認められた後、その理由が解消した場合には、『長期履修期間短縮願』により履修期間の短縮を申し出てください。

(4) 長期履修制度にかかる授業料（年額）

通常の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた期間の年数で除した額になります。（在学中に授業料改定が行われた場合には、在学生にも新授業料が適用されます。）

また、長期履修期間の短縮が認められた場合は、本来授業料との差額を支払わなくてはなりません。

(5) 長期履修願の提出時期

本研究科の入学者選抜に合格した者のうち、長期履修を希望する場合は、指導予定教員と相談の上、所定の期日（入学手続き日）までに『長期履修願』を提出してください。

(6) 長期履修の許可

長期履修の許可及び長期履修期間の短縮の許可については、決定後連絡します。

(7) 長期履修の詳細については、必ず問い合わせをしてください。

提出書類のご請求及びお問い合わせ先

大阪公立大学 教育推進課（中百舌鳥キャンパス） 教務グループ 獣医学研究科担当

（TEL：072-254-9401 Mail：gr-kyik-vet@omu.ac.jp）

（注意）長期履修を出願する場合は、事前に指導を希望する担当教員と相談しておいてください。